（実用新案法施行規則の一部改正）

第四条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二を次のように改める。

様式第２（第１条の２関係）

【書類名】　実用新案登録願
【整理番号】
【特記事項】実用新案法第10条第１項の規定による実用新案登録出願
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【原出願の表示】
　【出願番号】
　【出願日】
（【国際特許分類】）
【考案者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【実用新案登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【納付年分】　　第１年分から第　年分
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　実用新案登録請求の範囲　1
　【物件名】　明細書　1
　【物件名】　図面　1
　【物件名】　要約書　1

〔備考〕

１　実用新案法第10条第２項の規定による出願の変更をするときは、「【特記事項】」の欄の「実用新案法第10条第１項」を「実用新案法第10条第２項」と、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第44条第１項の規定による出願の分割をするときは、「【特記事項】」の欄の「実用新案法第10条第１項」を「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第44条第１項」とする。

２　「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第 10 条第２項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第 11 条第１項において準用する特許法第 44 条第１項の規定による出願の分割をするときは、「【出願番号】」には「実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの実用新案登録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第 10 条第２項の規定による出願の変更をするときは、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第 11 条第１項において準用する特許法第 44 条第１項の規定による出願の分割をするときは、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／〇〇〇〇／〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。もとの意匠法第 60 条の６第３項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第 60 条の６第１項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「－」のようにハイフンを記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号ＤＭ／〇〇〇〇〇〇、意匠番号〇〇〇」のように意匠法第 60 条の６第１項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

３　もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、「【実用新案登録出願人】」の欄の「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の６第３項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

４　第23条第２項において準用する特許法施行規則第31条第２項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、２以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【物件名】
　　【援用の表示】
　【物件名】
　　【援用の表示】

５　その他は、様式第１の備考と同様とする。